○財務省・農林水産省令第一号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十六号）の施行に伴い、及び同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　野上浩太郎

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成十四年財務省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条**　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する出資の業務に関して株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条**　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する出資の業務に関して株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略）